

伊勢市公報

第 352 号
令和 2 年 7 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	7
規 則	
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	10
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	14
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 指定代理納付者の指定について	21
○ 道路の供用開始について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	24
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	25
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	26
公 告	
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	27
○ 農用地利用集積計画について	28
○ 所有者の判明しない猫の引取りについて	30
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	31
○ 公示送達	32
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	33

伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和2年6月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第27号

伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市後期高齢者医療に関する条例（平成19年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第7条第1項に規定する傷病手当金の支給に係る
申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第28号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第3号中「あるとき。」を「あると認められる者」に改め、同条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日までに規則の定めるところによって」を「規則で定めるところにより、」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第9条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯の納付義務者は、第28条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の世帯主又は当該世帯の被保険者で生計を主として維持するも

の（次号において「生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（同法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第9条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第29号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項各号列記以外の部分中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日までに」を「規則で定めるところにより」に改める。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

- 8 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。
- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する

世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第8項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第41号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成17年伊勢市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「以下次条」を「次条」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日までに、その理由を記載した保険料減免申請書に理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等）

- 4 条例附則第9条の規定により適用する条例第28条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免する保険料額（以下「料額」という。）は、第13条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例附則第9条第1号に該当する場合 料額の全部
(2) 条例附則第9条第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 次の算式により算定した料額

算式

$$(A \times B / C) \times d$$

算式の符号

- A 当該世帯の被保険者全員について算定した料額
- B 生計維持者（条例附則第9条第1号に規定する生計維持者をいう。以下この号において同じ。）の減少することが見込まれる事業収入等（同条第2号に規定する事業収入等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る前年の所得額
- C 生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額
- d 次の表の左欄に掲げる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下であるとき。	10分の10
400万円以下であるとき。	10分の8
550万円以下であるとき。	10分の6
750万円以下であるとき。	10分の4
1,000万円以下であるとき。	10分の2

- 5 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下この項において「非自発的失業者」という。）に該当することにより、非自発的失業者の保険料の軽減制度の対象となる者がある場合における前項の規定の適用については、次の各号に定めるところにより算定するものとする。
- (1) 前項第2号の算式の符号Cの前年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料の軽減制度を適用した後の所得を用いること。
- (2) 前項第2号の算式の符号dの生計維持者の前年の合計所得金額の算

定に当たっては、非自発的失業者の保険料の軽減制度による軽減前の所得を用いること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第13条第2項並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第42号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項を次のように改める。

- 2 保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日までに、介護保険料減免・徴収猶予申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等）

- 3 条例附則第8項の規定により適用する条例第11条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免する保険料額は、第42条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例附則第8項第1号に該当する場合 保険料額の全部
- (2) 条例附則第8項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 次の算式により算定した額。ただし、算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

算式

$$(A \times B / C) \times d$$

算式の符号

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 当該第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この号において「生計維持者」という。）の減少することが見込まれる事業収入等（条例附則第8項第2号に規定する事業収入等をいう。）に係る前年の所得額

C 生計維持者の前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
200万円以下であるとき。	10分の10
200万円を超えるとき。	10分の8

別表に備考として次のように加える。

備考 減免する保険料額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第42条第2項及び附則第3項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表備考の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る減免について適用し、同日前の申請に係る減免については、なお従前の例による。

伊勢市告示第 111 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、一之木町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 福井 三重子

伊勢市一之木 5 丁目 12 番 1 号

変更後 奥村 雄二

伊勢市一之木 3 丁目 12 番 8 号

伊勢市告示第 112 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 2 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 木 場 本 清 美

伊勢市神菌町 9 番地 1

変更後 西 山 基

伊勢市神菌町 1152 番地

伊勢市告示第 113 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 2 年 6 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	山口 千代 己
	伊勢市上地町 1537 番地
変更後	中 東 恭 二
	伊勢市上地町 1548 番地

伊勢市告示第 114 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 2 年 6 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 省 三

伊勢市二見町今一色 111 番地

変更後 中 村 龍 平

伊勢市二見町今一色 530 番地 1

伊勢市告示第 115 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号 デジタルゲートビル 10 階
ベリトランス株式会社

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 116 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
楠部 22 号線	楠部町字奥 3038 番地内から 楠部町字奥 3038 番地内まで	令和 2 年 6 月 29 日

伊勢市告示第 117 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 2 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

事務所

変更前

伊勢市宮川町町内会会長宅

変更後

伊勢市宮川 2 丁目 2 番 2 号 (伊勢市宮川 2 丁目 352 番地) の宮川町
民会館

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
421	K S アクアテック	度会郡南伊勢町河内 311 番地 3	令和 2 年 6 月 18 日

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
422	西裕設備工業	度会郡玉城町日向 142 番地 5	令和 2 年 6 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 2 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
392	西裕設備工 業	度会郡玉城町 日向 142 番地 5	令和 2 年 6 月 30 日	令和 7 年 6 月 29 日

伊勢市公告第 41 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、北浜まちづくり会議から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 2 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 中 西 健

変更後 山 中 松 廣

伊勢市公告第 42 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、令和 2 年 7 月 27 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、令和 2 年 7 月 27 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 2 年 6 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 令和 2 年 6 月 23 日

至 令和 2 年 7 月 27 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市公告第43号

所有者の判明しない猫の引取りについて

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和2年6月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 引取りをした猫

番号	保護した場所	保護した日時	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町宮前	令和2年 6月21日 20時15分	猫	雑種	キジ白	雌	中	91 日 以 上	短毛・首輪（青色・鈴付き）

2 保健所が引取りをした日 令和2年6月22日

3 収容期限 令和2年6月26日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 44 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、沼木まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 2 年 6 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事務所の所在地

変更前 伊勢市上野町 1215 番地 1

変更後 伊勢市上野町 823 番地

2 代表者の氏名

変更前 青 木 惇 美

変更後 奥 山 宗 司

伊勢市公告第 45 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書(謄本)、配当計算書(謄本)及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁のうえ、受領してください。

令和 2 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 46 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、小俣まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 2 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 松 家 孝 司

変更後 秋 吉 勝 身